

## 申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	環境局事業部一般廃棄物規制担当・業務担当 (6630-3263・6630-3245)
処分担当名	一般廃棄物規制担当・業務担当
処分の名称	一般廃棄物収集運搬業の許可
概要	大阪市内において、一般廃棄物の収集運搬を業として行おうとする者の新規申請。
根拠法令等 及び条項	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第7条第1項
審査基準	一般廃棄物処理業（収集運搬業に限る。）の許可の基準は、次のとおりとする。 (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項に掲げられている事項。 (2) 申請者の事業の開始により、既に許可を受けている者との競争が過度に行われ、その結果、本市における一般廃棄物の適正な処理が阻害されるおそれがないこと。
標準処理期間	2か月
経由日数	
提出先	一般廃棄物規制担当
提出時期	随時
提出方法	環境局事業部一般廃棄物規制担当へ提出してください。
手数料	1万円
相談窓口	環境局事業部一般廃棄物規制担当・業務担当
ホームページ	<a href="http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000018620.html">http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000018620.html</a>
備考	